

第34回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月13日（月）午後3時00分～3時30分

2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室

3. 出席委員 10人

1番	横山	正行
2番	金子	節夫
3番	松崎	マサエ
4番	松島	章倫
5番	小林	修
6番	中村	政五郎
7番	島田	信成
8番	高田	洋子
9番	天谷	豊
10番	大川	則彦

4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 小林 智貴

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案

議案第98号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第99号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第100号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第101号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議案第102号 邑楽町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

第3 報告

報告第39号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第40号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

6. 会議の概要

会長(天谷)	それでは只今より、第34回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。
事務局長(吉田)	本日の出席委員数は、10名でございます。
会長(天谷)	事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第34回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。
会長(天谷)	<p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号4番松島章倫委員、同じく5番小林修委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第98号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案第98号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和5年3月13日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p>
國府田(事務局)	番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから9ページを参照してください。以上です。
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p>

<p>國府田(事務局)</p>	<p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、10ページから13ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>次に、議案第99号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第99号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和5年3月13日、邑楽町農業委員会、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、14ページから17ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>2番(金子)</p>	<p>2番金子です。3月6日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字中野字下中野地内、案内図は資料14ページ、付近状況図は15ページを参照してください。申請地は中央保育園から南へ直線で約163メートルであり、第1種農地と判断されますが、既に住宅地に接続しており、集落に接続して設置された不許可の例外にあた</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>ります。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします</p> <p>次に、議案第100号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第100号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和5年3月13日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、18ページから21ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>4番(松島)</p>	<p>4番松島です。3月6日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字水立地内、案内図は資料18ページ、付近状況図は19ページを参照してください。申請地は邑楽南地区地区計画区域内のその他第2種農地であり、周りも住宅に囲まれた農地でした。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第101号、令和5年度最適化活動の目標設定等についてを議題といたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局(小林)</p>	<p>議案第101号、令和5年度最適化活動の目標設定等についてです。</p> <p>(事務局説明)</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、群馬県農業会議及び県知事に送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第102号、邑楽町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題といたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第102号、邑楽町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてです。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>(事務局説明)</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、群馬県農業会議及び県知事に送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議事日程第3、報告第39号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。1番について、事務局より報告願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第39号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和5年3月13日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における4条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については22ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>次に、報告第40号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番について、事務局より報告願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第40号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和5年3月13日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については22ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>

会長(天谷)

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第34回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和5年4月11日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 小林 修

委員 松島 章倫